

多摩市長 殿

事業所の所在地  
事業者の名称  
代表者の氏名

印

多摩市緊急雇用対策奨励金交付申請書

多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、多摩市緊急雇用対策奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象労働者及び交付申請額

|          |         |   |
|----------|---------|---|
| 対象労働者の人数 | 正規雇用労働者 | 人 |
|          | 短時間労働者  | 人 |
| 奨励金交付申請額 | 金       | 円 |

2 関係書類（別の指示がある場合を除き、添付すること。）

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 直近の確定申告書及び決算書（第1期の決算前である場合を除く。）
- (3) 納税証明書その他多摩市に納めるべき税を滞納していないことを証する書類
- (4) 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。）
- (5) 法人設立届出書又は開業届の写し
- (6) 対象労働者が緊急就労支援事業へ参加したことが確認できる書類又は対象労働者の離職理由若しくは内定が取り消されたことが分かる書類の写し
- (7) 対象労働者の雇用契約書の写し、雇用条件通知書の写し等雇用契約を証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

多摩市長 殿

事業所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

誓約書

多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定による奨励金の交付申請に当たり、以下のことを誓約します（□欄にチェックしてください。）。

交付要綱第5条による交付申請日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。

労働関係法令について次のア～キを遵守していることを誓約します。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額をいう。）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に係る労働基準法の定めに違反していないこと及び固定残業時間を超えて残業をさせた場合は、その超過分について通常の間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給していること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

オ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。

※ 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内であること。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内であること（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。

※ 中小企業は適用日である令和2年4月以降の状況で確認すること。

カ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

キ その他賃金、労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

- 事業主（事業主が法人である場合にあっては、その代表者、役員又は使用人その他の従業員）が多摩市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、市長が必要と認める場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警察署等へ照会がなされることに同意します。
- 多摩市職員が交付要綱第9条第1項又は第2項の規定により奨励金交付決定後の雇用状況等の確認のための訪問調査を行う場合、又は報告の求めがあった場合は、多摩市職員の指示に従い、誠実に対応することを誓約します。
- 上記訪問調査の際、対象労働者の雇用状況を証する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しその他社会保険加入を証する書類の写し等）について、多摩市職員の求めに応じて提出することについて誓約します。
- 多摩市が実施する創業及び経営支援事業並びに関連事業について、可能な範囲で参加し、及び協力することを誓約します。
- 本補助金に関し提出する書類の写しは、全て原本と相違ないことを誓約します。
- この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第14条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

殿

多摩市長

多摩市緊急雇用対策奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多摩市緊急雇用対策奨励金について、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

- (1) 交付対象者に該当しないことが明らかになったとき、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、その他この要綱の規定に違反したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (2) 市長から要綱第9条第1項又は第2項の規定による訪問調査又は報告の求めがあったときは、これに応じること。
- (3) 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- (4) その他同要綱の規定を遵守すること。

3 撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができます。

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

殿

多摩市長

多摩市緊急雇用対策奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多摩市緊急雇用対策奨励金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

2 その他

年 月 日

多摩市長 殿

事業所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画（変更・廃止）  
承認申請・奨励金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた多摩市緊急雇用対策奨励金について、雇用計画（変更・廃止）承認・補助金変更交付をされたく、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 雇用計画（変更・廃止）の内容

2 雇用計画（変更・廃止）の理由

3 奨励金変更交付の内容

|                |   |       |   |
|----------------|---|-------|---|
| (1) 奨励金変更交付申請額 | 金 | _____ | 円 |
| (2) 奨励金交付決定済額  | 金 | _____ | 円 |
| (3) 差引奨励金額     | 金 | _____ | 円 |

殿

多摩市長

多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画（変更・廃止）  
承認・奨励金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画（変更・廃止）承認・奨励金変更交付について、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認事項

雇用計画（変更・廃止）の内容

2 変更交付決定事項

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| (1) 奨励金変更交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 奨励金交付決定済額  | 金 | 円 |
| (3) 差引奨励金額     | 金 | 円 |

殿

多摩市長

多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画（変更・廃止）  
不承認・奨励金変更不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画（変更・廃止）承認・奨励金変更交付について、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第8条第2項の規定により、下記の理由により承認又は変更交付しないことと決定したので通知します。

記

1 承認又は変更交付をしない理由

2 その他



殿

多摩市長

多摩市緊急雇用対策奨励金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした多摩市緊急雇用対策奨励金について、年 月 日に実施した訪問調査の結果、雇用の実態が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第10条の規定により、その額を下記のとおり確定します。

については、同要綱第11条の規定による奨励金交付請求書により、年 月 日までに奨励金の交付請求をされるよう通知します。

記

奨励金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

多摩市長 殿

事業所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

多摩市緊急雇用対策奨励金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定を受けた多摩市緊急雇用対策奨励金について、多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

なお、上記の奨励金は、次の口座に振り込むようお願いします。

|                  |              |                     |          |
|------------------|--------------|---------------------|----------|
| 振<br>込<br>口<br>座 | 振込先金融機関      |                     |          |
|                  |              | 銀 行<br>信金・信組<br>農 協 | 本店<br>支店 |
|                  | フリガナ<br>口座名義 | 普通<br>当座            | 口座番号     |